

令和7年度固定価格買取制度等効率的・安定的運用業務事業（再生可能エネルギー発電設備の費用報告データ分析業務）に係る入札可能性調査実施要領

令和7年6月4日
経済産業省
資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

経済産業省では、令和7年度固定価格買取制度等効率的・安定的運用業務事業（再生可能エネルギー発電設備の費用報告データ分析業務）の受託者選定に当たって、一般競争入札（又は企画競争）に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添1登録様式に記入の上、5. 提出先までご登録をお願いします。

1. 事業内容

(1) 概要

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）の認定を受けた事業者が定期報告として提出した発電設備の設置及び運転維持に要したコストデータの整理・管理を行い、調達価格等算定委員会における事務局資料作成に必要な分析等を行う。

(2) 事業の具体的内容

別紙（仕様書）参照のこと

(3) 事業期間

委託契約締結日から令和8年3月31日まで（予定）

(4) 事業実施条件

本事業では、以下のような設備や体制、ノウハウを組織として一体的に有していることが求められる。

- ① 再エネ特措法に基づいて認定事業者から提出される定期報告データは数十万件に上るため、大規模なデータを処理するためのプラットフォーム、体制が確立できること。
- ② 9月頃から1月頃まで8回程度開催される調達価格等算定委員会のスケジュールに合わせた指示に、短期集中で迅速に対応できること。

- ③ データ整理にあたって、過年度の分析と齟齬がないような処理プログラムを構成するノウハウを有すること。
- ④ 速やかに適切なデータを抽出し、短期で大量のデータ分析を行いつつ、異常値や重複値の排除など、分析値の正確性を確保した分析が行えること。

2. 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、5. に対し連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和7年6月10日（火）16時00分までに登録すること。（事前にテスト連絡を行う場合がある。）

※「Microsoft Teams」が利用できない場合はその旨を御連絡いただくとともに連絡先を登録してください。概要を共有いたします。

令和7年6月11日（水）13時30分～14時00分

3. 参加資格

- ・ 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ・ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ・ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

4. 留意事項

- ・ 登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・ 本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・ 本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・ 提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。
- ・ 提供された情報、資料は返却いたしません。
- ・ 契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。
- ・ 契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理等につきましては、更に以下の事項について対応を頂く必要があります。
 - ①事業の実施に当たっては、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行うことはできません。

なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・ 事業内容の決定（実施手段・方法、スケジュール、実施体制）
- ・ 再委託先の業務執行管理（進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ）
- ・ 報告書（構成及び作成、内容とりまとめ）
- ・ その他、執行管理業務と想定する業務

②総額に対する再委託の割合が50%を超える場合は、相当な理由があるかを確認するため、理由書の提出を求めます。なお提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合は、経済産業省で再委託内容の適切性などの確認を行い、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しを指示する場合があります。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認します。

<事業類型>

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）
- III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業
（主に特定分野における専門性が極めて高い事業）

③委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より必要に応じて現地調査等を実施します。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに、当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。

具体的な措置要領は、以下のURLの通りとなります。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ・ 契約を行う場合、契約締結前までに①情報取扱者以外の者が情報に接したり、職務上提供を要求してはならない旨を定める社内規則、②情報漏えいが発生した際の処分に関する社内規則、③親会社等の契約先に対して指導・監督等を行う者の一覧と資本・契約関係図、④契約先と指導・監督等を行う者との関係を規定する契約等の書面すべての写し、⑤事業者のシステム上のアクセス制限等の説明資料、⑥業務従事者の氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍、⑦情報取扱者名簿及び情報管理体制図（別添2）の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。

5. 提出先・問合せ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

、町田、大池 宛て

TEL 03-3501-4031

E-mail bzl-chotatsukakaku@meti.go.jp

※郵送またはE-mailにてご提出願います。

6. 提出期限

令和7年6月27日（金）12:00

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札（又は企画競争）を実施することがあります。